

第 1 部

欧州特許の取り方

出願人のためのガイド

2017年7月（第17版）

2017年7月1日現在

目 次

まえがき	7
A. 概 要	9
I. 序	9
II. 欧州特許条約の特質と目的	10
III. 他の国際条約との関係	10
IV. 国内手続、欧州手続及び国際手続間の選択	12
法的要因	12
経済的要因	13
V. E P C 非締約国への欧州特許の拡張／有効化	14
B. 特許性	15
I. 発 明	15
II. 新規性	16
基本原則	16
先行する権利	17
III. 進歩性	17
C. 欧州特許出願の作成と手続	19
I. 方式要件	19
欧州特許出願をすることができる者	19
欧州特許出願をすることができる国	19
欧州特許出願の言語	19
一部の締約国における出願人のための言語上の取決め事項	20
欧州特許出願を構成する項目	21
付与願書	21
発明者の指定	21
優先権主張	22
引用による出願	23
代 理	24
II. 発明の提示	25
発明の開示	25
発明の単一性	26
技術出願書類の作成	26
明細書	27
バイオ技術関連の特許出願	28
(a) ヌクレオチド及びアミノ酸配列	28
(b) 生物材料の寄託によって補充された明細書	28
請求の範囲	30

手数料を必要とする請求の範囲	31
図 面	31
要 約	32
禁止事項	32
欧州特許出願又は欧州特許の均一性	33
III. 欧州特許出願	33
どこへ出願するのか？	33
どのようにして出願を行うのか？	34
書面による確認	34
出願日	35
書類の受理	35
国内当局に対して行われた出願のEPOへの送付	35
手数料	36
手数料の額及び納付手続	38
手数料の払戻	40
IV. その他の書類の提出	41
どこへどのようにして提出するのか？	41
署 名	42
書面による確認	42
受理日	42
書類の受理	42
D. 欧州特許付与手続	43
I. 概 要	43
II. 出願公開までの手続	44
出願時の審査	44
方式及びその他の要件の審査	45
欧州調査報告書	46
発明の単一性欠如	47
III. 欧州特許出願の公開	47
IV. 審査手続	49
審査請求	49
手続の諸段階	50
審査手続前及び審査手続中における出願の補正	52
欧州特許の翻訳文に関する国内法に基づく要件	53
V. 異議手続	53
異議申立期間	53
異議理由	54
異議通知書の様式及び内容	54
異議通知書の受容性の審査	54
異議の実体審査	55
VI. 限定及び取消手続	56

VII. 審判手続	57
審判請求	57
中間変更	58
審判部への手続の諸段階	58
再審申請	59
VIII. 分割出願	59
IX. 更新手数料	60
X. 期間管理の一般規定	61
期間の不履行	61
遵守しなかった行為の完了	62
附属書類 I	
欧州特許付与手続の概要	63
附属書類 II	
欧州特許出願の早期手続プログラム(「PACE」)に関する 2015年11月30日付の欧州特許庁の通達	65
A. 概説	65
B. 調査	66
C. 審査	67
D. 施行	67
欧州付与手続を早期化する方法に関する 2015年11月30日付の欧州特許庁の通達	67
I. PACEプログラムに追加して欧州付与手続を早期化する方法	68
A. EPC規則70(2)に基づく要求を受ける権利の放棄	68
B. EPC規則161及び162に基づく通知を受ける権利の放棄	68
C. EPC規則71(3)に基づく更なる通知を受ける権利の放棄	68
D. 欧州段階の早期移行	69
II. 侵害訴訟が提起された場合の異議手続の早期化, 及び審判部における手続の早期化	69
附属書類 III	
欧州特許出願の実例(参考用の和訳)	71
化学分野の事例	72
機械分野の事例	86
コンピュータ分野の事例	101

附属書類 IV

欧州特許出願を受理することができる当局	121
I. 欧州特許庁	121
II. 国内当局	122

附属書類 V

欧州特許明細書の翻訳文に関する締約国の要件	123
I. E P C 第65条	123
II. 締約国の要件	123

附属書類 VI

期 間	125
出願人が遵守すべき期間の系統図	125

附属書類 VII

諸手数料	129
I. EPCで規定されている手数料	129
II. 手数料及び費用の納付様式	129
III. 手数料に関する追加情報	129
IV. 預金口座規定	129

附属書類 VIII

特許情報サービス	131
一件書類の閲覧及び一件書類からの情報の通知	131
欧州特許登録簿及び欧州特許公報	131
特許文献	131
特許庁公報及び審査便覧	132
規 約	132
ご質問は	132
お問い合わせ先	132

第 2 部

「欧州－P C T ガイド」： E P O における P C T 手続

国際段階及び欧州段階移行

出願人のためのガイド

第 1 0 版
2 0 1 7 年 1 月 1 日最新改訂

目 次

A. 概 要	9
欧州－PCTガイド：はじめに	9
適用法	9
欧州－PCTガイドとその他の情報源	10
PCTと欧州特許条約（EPC）の関係	11
国際段階での欧州特許庁（EPO）の役割	12
欧州－PCT出願	12
欧州段階でのEPOの役割	12
PCT及びEPCの締約国	13
国際段階での代理	13
国際段階での期間の計算	14
B. PCT受理官庁としてのEPO	15
誰がEPOに対して国際出願を行うことができるのか？	15
EPOが受理官庁である場合、どこに出願するのか？	15
国際出願の要素	16
欠落部分及び要素の引用による補充	16
国際出願日	17
EPOが受理官庁である場合の出願選択肢	17
書類の提出部数	17
直接又は郵送による出願	17
郵送における亡失又は遅延	18
ファックス出願	18
電子メール、電信、テレックス又は類似手段	18
更なる書類の提出	19
受領確認	19
電子出願	20
オンライン出願	20
物理的媒体による出願（「オフライン出願」）	20
変換前形式による電子出願	20
分割出願	21
PCT願書	21
発明者の指定	21
受理官庁としてのEPOに対する手続の代理	21
出願人が複数名いる場合－共通の代理人又は共通の代表者	22
代理人、共通の代理人又は共通の代表者の選任方法	22
職業代理人事務所	23
通信用あて名	23
放 棄	23
受理官庁としてのEPOに対する欧州段階のための代理人の選任	24
どの国について国際出願を行うことができるのか？	24
国内法を理由として指定を行わない場合	24
拡 張	25
有効化	26
優先権主張	27
優先権の回復	27

優先権書類の提出	28
国際調査機関（ISA）	29
PCTダイレクトに基づく先の調査結果に関する非公式コメント	29
先の調査を考慮する場合	29
国際調査手数料の払戻	30
生物材料の言及を含む出願	30
ヌクレオチド又はアミノ酸配列を開示する出願	31
署名	32
国際出願の言語	32
手数料	33
手数料の額	33
納付方法	34
減額	34
手数料の遅延納付	35
C. 国際調査機関（ISA）及び補充国際調査機関（SISA）としてのEPO	36
I. 概要	36
国際調査機関としてのEPOの役割	36
国際調査機関としてのEPOの管轄権	36
受理官庁による特定	37
管轄権の制限の解除	37
国際調査機関の選定及びその後の手続	37
翻訳文	37
更なる通信の言語	38
オランダ語による出願	38
国際調査機関としてのEPOに対する代理	38
調査手数料の減額	39
調査手数料の払戻	39
II. 国際調査機関としてのEPOに対する手続	39
概要	39
国際調査報告書及び国際調査見解書の作成	40
複数項従属請求の範囲	41
優先権の有効性	41
欠落部分及び要素の引用による補充	41
優先権の回復	41
PCTダイレクトサービス	41
出願及び国際調査報告書の国際公開	42
国際調査報告書及び国際調査見解書の受領後の手続	42
PCT第19条に基づく補正	42
非公式コメント	43
国際予備審査請求	43
第I章に基づく国際予備報告書	43
国際調査機関としてのEPOが作成した 国際調査見解書に基づく特許審査ハイウェイ（PPH）	43

III. (完全) 国際調査の実施拒絶	44
EPOはいつ、(完全) 調査の実施を拒絶できるのか？	44
調査を行わない場合	44
部分調査	44
主題に関する限定	44
ビジネス方法	44
複雑な出願	45
ヌクレオチド及びアミノ酸配列	45
発明の単一性の欠如	45
連鎖的な単一性の欠如	46
追加調査手数料の未納による帰結	46
異議手続	46
IV. 補充国際調査 (SIS)	47
概要	47
補充国際調査の範囲及び制限	48
補充国際調査請求の要件	48
補充国際調査機関としてのEPOに対する代理	48
発明の単一性の欠如	49
D. 国際予備審査機関 (IPEA) としてのEPO-PCT第II章	50
I. 概要	50
国際予備審査の目的	50
PCT第II章の有益性	51
国際予備審査機関としてのEPOが作成した	
国際予備審査報告書に基づく特許審査ハイウェイ (PPH)	51
国際予備審査機関としてのEPOの管轄権	52
受理官庁による特定	52
EPO又は欧州国際調査機関が国際調査機関であった場合	52
出願人による選定	52
管轄権の制限の解除	52
誰が国際予備審査請求をEPOに行うことができるのか？	53
どこに、どのようにして、国際予備審査請求が行われるのか？	53
いつ、国際予備審査請求をEPOに行うべきか？	53
国際予備審査の開始	54
30か月までの国内段階繰延べ	54
国際予備審査報告書の作成期間	55
国際出願の翻訳文	55
オランダ語による出願	55
国際予備審査請求書の言語	56
更なる通信の言語	56
代理	56
どの国を選択できるのか？	57
署名	57

手数料	57
手数料の減額	57
手数料の未納又は遅延納付の結果	58
国際予備審査手数料の払戻	58
請求書の不備及びその補正方法	58
II. 国際予備審査機関としてのEPOに対する国際予備審査手続	59
どの書類が国際予備審査の基礎となるのか？－補正－欠落部分及び要素	59
補正	59
欠落部分及び要素の引用による補充	60
追補的調査	60
第三者による情報提供	61
最初の見解書	61
2回目の見解書	61
EPOが国際調査機関でない場合	62
欧州特許庁に対する国際予備審査：4つの事例	62
事例1：EPOが国際調査機関として行動し、反対見解がない	62
事例2：EPOが国際調査機関として行動し、反対見解がある	62
事例3：EPOが国際調査機関として行動しておらず、 国際予備審査機関としても反対見解がない	62
事例4：EPOが国際調査機関として行動していないが、 国際予備審査機関として反対見解がある	63
見解書の応答期間	63
国際予備審査と補充国際調査	63
国際予備審査遂行の拒否	63
電話による審問の請求	64
ヌクレオチド及びアミノ酸配列	64
発明の単一性	64
国際予備審査報告書の受領後、何をしなければならないのか？	65
国際予備審査の秘密性	65
E. 指定官庁（PCT第I章）又は選択官庁（PCT第II章）としての EPOに対する欧州－PCT出願	67
I. 概要	67
いつ、EPOは指定官庁又は選択官庁となるのか？	67
いつ、EPOは指定官庁となることができるのか？	67
いつ、EPOは選択官庁となることができるのか？	67
いつ、出願人は欧州特許で 保護を求める範囲を決定しなければならないのか？	68
いつ、指定官庁又は選択官庁としての EPOに対する欧州段階を開始しなければならないのか？	68
欧州段階における手続言語	68
いつ、どのようにして、出願人は指定／選択官庁としての EPOに対する手続を開始すべきか（様式1200）？	69
早期手続請求	69
出願の早期手続－「PACE」プログラム	71
PACE請求と規則161/162に基づく通知放棄の複合手続	71

II. 「欧州段階移行」とは何か？	72
欧州段階移行時に行う手続の概要	72
最小限要件	72
更なる要件	73
欧州段階で納付する手数料額	74
III. 出願人との通信－代理－通信用あて名	
（様式1200，セクション1，2及び3）	74
E P C 締約国内に居所又は業務拠点を持たない出願人についての特別要件	
－「非居住者である出願人」	75
職業代理人を選任する要件を遵守しなかった場合	76
代理人の選任方法－委任状	76
IV. 指定／選択官庁としてのE P Oに対する	
手続の基礎となる出願書類（様式1200，セクション6）	77
いずれのバージョンの欧州－P C T 出願が，欧州段階における手続の	
基礎として扱われるのか（様式1200，セクション6.1及び6.2）？	77
先行技術に関する情報（様式1200，セクション6.3）	77
出願の補正－規則161／162に基づく通知	78
規則161／162に基づく通知の放棄	79
補充欧州調査が行われた場合の補正と規則161／162に基づく通知	79
補充欧州調査が行われなかった場合の	
補正と規則161／162に基づく通知	80
補正と請求の範囲手数料	81
V. 出願書類及びその他の書類の翻訳文（様式1200，セクション7）	82
いつ，出願人は欧州－P C T 出願の	
翻訳文を提出しなければならないのか？	82
出願書類の翻訳文を提出しなかった場合の帰結	82
翻訳文に含まなければならない事項	83
国際予備審査報告書の附属書類の翻訳文を提出しなかった場合の帰結	84
VI. 生物材料並びにヌクレオチド及びアミノ酸配列	84
生物材料（様式1200，セクション8）	84
E P C 規則33(2)に基づく放棄	84
ヌクレオチド及びアミノ酸配列（様式1200，セクション9）	85
配列リストを提出しなかった場合の帰結	85
VII. 出願手数料	86
ページ手数料	86
出願手数料の納付期間を遵守しなかった場合	87
VIII. 指定，拡張及び有効化	88
指定手数料の納付期間を遵守しなかった場合	88
欧州－P C T 出願を拡張	
又は有効化する方法（様式1200，セクション11）	89
拡張手数料の納付期間を遵守しなかった場合	89
有効化手数料の納付期間を遵守しなかった場合	90

IX. 補充欧州調査	90
補充欧州調査が行われない場合	91
補充欧州調査の結果と審査手数料の払戻	92
補充欧州調査手数料	92
調査手数料の減額	92
調査手数料の払戻	93
調査手数料の納付期間を遵守しなかった場合	93
X. 審査	93
審査請求の方法（様式1200，セクション4）	93
いつ，審査請求を行わなければならないのか？	
いつ，審査手数料を納付しなければならないのか？	93
審査手数料の減額	94
E P Oが国際予備審査報告書を作成した場合の減額	94
審査請求期間及び審査手数料納付期間を遵守しなかった場合	94
X I. 更新手数料及び請求の範囲手数料	95
更新手数料	95
更新手数料の納付期間を遵守しなかった場合	95
請求の範囲手数料	95
請求の範囲手数料の納付期間を遵守しなかった場合	96
X II. その他の書類の提出	96
発明者又は出願人に関する欠落情報	96
発明者又は出願人に関する欠落情報の提出要件を遵守しなかった場合	96
博覧会証明書	97
X III. 優先権主張	97
優先権書類の提出義務	97
出願の写し又は番号の提出要件を遵守しなかった場合	98
優先権書類の翻訳文又は宣言書の提出	98
翻訳文又は宣言書の提出要件を遵守しなかった場合	99
P C T規則49の3に基づく優先権の回復	99
X IV. 指定／選択官庁としてのE P Oによる検査	
及び受理官庁又は国際事務局による誤りの訂正	100
指定官庁としてのE P OによるP C T第25条に基づく検査	100
指定／選択官庁としてのE P OによるP C T第24条に基づく検査	101
受理官庁又は国際事務局によって生じた過誤の訂正	101
X V. 単一性の欠如	102
補充欧州調査を行う場合：	
E P Oが(補充)国際調査機関として行動しなかった	103
補充調査を行わない場合：E P Oが(補充)国際調査機関として行動した	103
X VI. E P Oによる欧州－P C T出願の公開	104

X VII. 技術水準	-----	105
X VIII. 分割出願	-----	105
附属書類 I		
用語及び略語	-----	107
附属書類 II		
P C T 出願の国際及び欧州段階	-----	109
附属書類 III		
国際出願の期間表	-----	111
附属書類 IV		
国際調査及び予備審査ガイドラインにおける特定事項に関する 国際調査機関／国際予備審査機関としての E P O が採用した判断基準	-----	113
附属書類 V		
E P O 出願官庁（公報2007特別版3, A. 2；公報2013, 442）	-----	115
附属書類 VI		
様式PCT/R0/101 願書及び備考	-----	117
附属書類 VII		
様式PCT/R0/101 手数料計算用紙及び備考	-----	141
附属書類 VIII		
E P O 様式1003 委任状	-----	147
附属書類 IX		
様式PCT/IPEA/401 予備審査請求書及び備考	-----	151
附属書類 X		
様式PCT/IPEA/401 手数料計算用紙及び備考	-----	161
附属書類 X I		
欧州段階移行様式（E P O 様式1200）及び注釈	-----	165
附属書類 X II		
E P O 様式1010 手数料及び費用納付	-----	181
附属書類 X III		
E P O 様式1201 E P O に対する欧州段階移行	-----	185

第 3 部

単一特許ガイド

単一特許の取得・維持・管理

2017年8月 第1版

目 次

A. 概 要	7
I. はじめに	7
II. 単一特許：その概念	7
単一特許の構造	7
単一の保護及び同等の効果	8
移行体制：どの欧州特許を単一特許として請求できるのか	8
単一特許の地域的範囲	8
III. 単一特許：欧州特許制度を強化する追加的選択	9
IV. 単一特許の利点	10
V. 「単一特許パッケージ」	12
協力強化に基づき採択された2つの規則	12
「参加締約国」	12
統一特許裁判所に関する協定（UPCA）	12
VI. 副次的法制度	13
単一特許保護に関する規則（「UPR」）	13
単一特許保護手数料に関する規則（「RFeesUPP」）	14
VII. EPO単一特許部	14
はじめに	14
単一特許部の決定	14
B. 単一特許を取得するには	15
I. 要 件	15
II. 単一効果の請求	15
様式及び期間	15
単一効果請求に表示する情報	16
欧州特許の翻訳文	16
III. 単一効果請求手続	17
単一効果請求の手続言語	17
どのように、どこに単一効果を請求するのか	17
受領確認	18
1か月の単一効果請求期間に関する権利回復	18
単一効果請求の取下げ	18
IV. EPOによる単一効果請求の審査	18
V. 単一効果請求以外の書類提出	19
受領確認	20

C. 補償制度	21
I. 資格及び手続	21
II. 資格の虚偽宣言	22
D. 単一特許の更新手数料	23
I. はじめに	23
II. 更新手数料納付のための6か月の追加期間	23
III. 最初の更新手数料に関する特別措置	24
UPR規則13(4)に基づく3か月の安全期間	24
欧州特許付与から単一効果登録までの間に納付期日となる更新手数料(UPR規則13(5))	25
E. 公開及びファイル閲覧	27
I. 単一特許保護登録簿	27
II. 欧州特許公報	27
III. EPO公報	28
IV. ファイル閲覧及びファイル上の情報に関する通信	28
V. 単一特許に関する特許書類の追加公開なし	28
F. 移転, ライセンス, その他の権利,	
ライセンス許諾用意のファイル上の申立を登録するには	29
I. 移 転	29
II. ライセンス, その他の権利, 法的執行手段	30
III. ライセンス許諾用意の申立	30
G. その他の手続上の質問: 言語体制, 代理, 手数料納付	33
I. 言語体制	33
II. EPOに対する代理	33
III. 手数料の額及び納付方法	34
H. EPO決定に対する法的救済: 統一特許裁判所の役割	37
I. はじめに	37
II. EPOによる中間的見直し	37
III. UPC手続規則97に基づくEPO決定に対する早期手続:	
単一効果請求を拒絶するEPO決定の無効申請	37